

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 カチタス と称し、英文では、KATITAS Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の賃貸、管理、売買及び仲介
- 2 建築一式工事、土木一式工事の企画、調査、設計、施工、請負、管理及びコンサルティング業務
- 3 建築資材、土木建築資材、住宅設備・機器、エクステリア用品の設計、施工、販売及び輸出入
- 4 屋内外広告看板、ディスプレイの企画、設計、設置、施工及び販売
- 5 企業経営のコンサルティング業務
- 6 企業の合併、提携、営業権、有価証券等の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- 7 損害保険代理業
- 8 不動産物件の調査、評価に係わる業務
- 9 住宅ローン並びにその他一般の融資の斡旋、事務代理・代行業務
- 10 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行する株式総数は、160,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿の作成並びに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(取締役との間の責任限定契約)

第24条 当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（会社法2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第25条 当社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(補欠監査役)

第28条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

② 補欠監査役の選任決議の定足数は、第26条の規定を準用する。

③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

④ 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役との間の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第34条 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(会計監査人との間の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額とする。

定款変更年月日

- ①平成16年7月30日より改正実施する。
- ②平成17年4月14日より改正実施する。
- ③平成18年4月14日より改正実施する。
- ④平成19年4月13日より改正実施する。
- ⑤平成21年4月17日より改正実施する。
- ⑥平成22年4月16日より改正実施する。
- ⑦平成24年6月 1日より改正実施する。
- ⑧平成24年7月 6日より改正実施する。
- ⑨平成24年7月26日より改正実施する。
- ⑩平成24年11月16日より改正実施する。
- ⑪平成25年1月19日より改正実施する。
- ⑫平成25年1月21日より改正実施する。
- ⑬平成25年7月 1日より改正実施する。
- ⑭平成26年6月20日より改正実施する。
- ⑮平成29年6月20日より改正実施する。
- ⑯平成29年9月22日より改正実施する。
- ⑰平成30年6月26日より改正実施する。
- ⑱2022年6月28日より改正実施する。